



マイナンバーカードを お持ちの方へ（転出・転入）



魚沼市役所市民課

1 マイナンバーカードをお持ちの方の転入・転出について

有効な「マイナンバーカード」をお持ちの方は、「転入届の特例」の対象となります。

カードをお持ちの方が、あらかじめ「転出地」の市区町村へ転出届の申請をすると、転出証明書を交付する代わりに、住民基本台帳ネットワークを通じて転出証明書情報を転入先の市区町村へ送信するため、転出証明書は交付されません。

転入届の際には、マイナンバーカードを提示し、「転入地」の市区町村へ届出する必要があります。

2 マイナンバーカードの継続利用について

マイナンバーカードをお持ちの方が市外へ転出する場合や、魚沼市に転入した場合、カードの継続利用の手続きを行っていただくことにより、住所変更後もカードを引き続き利用することができます。ただし、転入届をした日から90日以内に継続利用の手続きが行われない場合、カードは失効し、使用できなくなりますのでご注意ください。

3 マイナンバーカードの継続利用を希望しない場合

マイナンバーカードを返納し、「カード返納届」を提出してください。

なお、返納後の転出・転入の手続きは、転出証明書により行っていただくことになります。

★★市外に転出する場合★★

- (1) 窓口で転出届をする際は、マイナンバーカードを提示してください。有効なカードであれば、転入届の特例が適用されるため、転出証明書は交付されません。マイナンバーカードが転出証明書の代わりとなりますので、引っ越し先で**必ずカードをご持参のうえ、転入届**をしてください。
- (2) 転入届は、必ず引っ越しの日（異動日）から14日以内に行ってください。異動日の翌日から14日以上経過すると、特例での転入及びカードの継続利用はできなくなります。ご注意ください。（通常のとおり転出証明書が必要となります。）

★★市外から転入する場合★★

- (1) マイナンバーカードを持参してください。
特例での転入届の際は、カード交付時に設定した4ケタの暗証番号が必要です。
- (2) 転入届が引っ越しの日（異動日）から30日を経過した場合や、転入した日から14日を経過した場合には、カードを利用した特例転入の手続きはできません。
この場合、前住所地の市区町村で転出証明書の交付を受けていただく必要があります。



ご不明な点は、魚沼市役所市民課（本庁舎）
市民戸籍係（025-792-1112）にお問い合わせください。

